声明

2020年8月28日 首都圏建設アスベスト訴訟原告団 首都圏建設アスベスト訴訟弁護団 首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 判決の結論

建築現場における作業を通じて石綿粉じんに曝露し、中皮腫や肺ガンなどの石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族(被災者数44名、原告数64名)が、国と石綿含有建材製造企業(以下、「建材メーカー」という。)を訴えていた建設アスベスト訴訟において、東京高等裁判所第20民事部(村上正敏裁判長)は、2020年8月28日、国に対しては総額4億131万237円、及び建材メーカー3社に対し総額5億6936万7499円の支払いを命じる判決を言い渡した。

本判決は、原判決である2017年10月24日の横浜地裁判決(以下「第1審判決という。」を覆し、一人親方等の原告についての国に対する責任を明快に認め、全員の救済を認める判決となった。第1審判決は建材メーカー2社(ニチアス・ノザワのみであったが)の責任を認めたが、それを上回る3社の責任を認め、ほぼ全ての原告についてメーカーに対する責任を認めた。

国の国家賠償法上の損害賠償責任は、既に12の地裁・高裁判決で認められて おり、先行する5つの高裁すべてで認められている。国の責任を認める司法判断 は既に不動のものとなっている。

また、一人親方・零細事業主(以下「一人親方等」という。)に対する国の責任について、本判決を含めて合計5つの高裁で連続して認められる結果となった。 建材メーカーの損害賠償責任も、本判決を含め5つの高裁判決で認められた。 本判決に続いて、年内及び年度内にも第1陣神奈川訴訟の最高裁判決が見込まれている。本判決は、来る最高裁判決に対して大きな影響を与えるものといえる。

2 国の責任

- (1) 本判決は、国の責任について、泉南アスベスト訴訟最高裁判決などで示された「人の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく国の規制権限は、適時適切に行使されなくてはならない」との法理に則り、防じんマスクの使用及び警告表示(掲示)の内容に関する規制権限不行使の違法性を認め、1975(昭和50)年10月1日から2006(平成18)年8月31日までの国の責任を認め、賠償を命じた。
- (2) しかも、本判決は、原判決を覆し、東京高裁第10民事部判決、大阪高裁第4 民事部判決、大阪高裁第3民事部判決、福岡高裁第5民事部に引き続いて、一人親 方等に対する国の責任も認めた。国は、一人親方に対して、安衛法22条及び57 条に基づく規制権限を行使すべき職務上の法的義務を負担することから、上記規制 権限の不行使は、労働者に対する関係だけではなく、一人親方等との関係でも、国

賠法の適用上違法であったと判断し、一人親方のアスベスト被害についても国に責任があったことは、もはや疑いのないところとなった。

3 建材メーカーらの責任

判決は、建材メーカーらの警告義務について、1975年1月1日以降,石綿粉じんばく露により石綿関連疾患を発症する危険があること及び危険回避のために当該建材を取り扱う作業中は防じんマスクを使用する必要があることなどを警告する義務を負担する、として建材メーカーらの警告義務を認めた。さらには、解体・改修作業との関係でもかかる警告義務を負っていたとして、はじめて解体・改修作業の関係でも責任を認めた。今後も解体・改修作業による被害者の増大が懸念されることからすると極めて高く評価することができる。

そして、判決は、建材メーカーらの責任について、マーケットシェア、従事した現場数、供述証拠などに基づき、A&Aマテリアル、ニチアス、ノザワの損害賠償責任を命じた。ほぼ全ての被災者との関係で、メーカーらの責任を認めたことも極めて大きな意義を有する。

アスベストが重篤な疾患を引き起こす危険物であると知っていながら、十分な警告表示すらも行わないままに石綿建材を製造・販売してきた建材メーカーの責任を認めたものであり、個々の被害者の命や健康を奪ったアスベストはどの建材メーカーのものであったのかという立証上の難問を乗り越えて、被害を埋もれさせなかった本判決の判断は極めて正当である。

4 損害賠償額、減額要素

判決は、各被災者に生じた損害に応じて、石綿関連疾患による死亡の場合は2800万円、中皮腫、肺ガン、びまん性胸膜肥厚及び石綿肺で管理区分4の場合は2500万円、石綿肺で管理区分3の場合は2200万円、石綿肺で管理区分2の場合には1900万円の慰謝料を認めた。基準となる慰謝料額は原判決を上回るものであり評価できる。

その上で、国の責任は補充責任であることを理由として、各被災者について認められた慰謝料の額から3分の1に減額し、国の責任期間と各被災者ごとの石綿粉じん暴露期間との関係に応じて一定の減額を行い、判決別紙記載の金額の賠償を国に命じた。

5 本判決の意義と私たちの求めるもの

本判決は、国に対しては何と13連勝を重ねるところとなった。そして一人親方の責任をめぐっても東京高裁東京1陣判決にはじまって6連勝となり、この点での司法判断も確固たるものとなった。また建材メーカーに対しても高裁段階で5勝目の判決となり、建材メーカーの責任を認める司法の流れは確立されたということができる。

本判決に続いて、年内もしくは年度内にも建設アスベスト最高裁判決が見 込まれるところとなっているが、来たる最高裁判決でも本判決と同様の結論 が示される見込みがいよいよ高まったとみることができ、その意味で本判決の世論、政治に訴える力は極めて大きいものがある。

したがって、本判決で13連敗となった国は言うに及ばず、この間の高裁判決で連敗を重ねている建材メーカーらも、こうした本判決の持つ意義を真摯に受け止め、建設アスベスト訴訟の早期全面解決に真正面から向き合うことが厳しく求められるところとなっている。

この点、まず国は、判決で断罪された加害責任はもちろんのこと、13度にも及ぶ司法判断に従うことなく解決を引き延ばしてきた責任について猛省し、本判決を機に、最高裁判決を待つことなく、全面解決を決断し、原告ら被害者に対する謝罪と建設工事従事者に対する被害補償基金制度創設と今後の被害防止対策についての協議を内容とする基本合意締結を決断すべきである。

一方建材メーカーらは、本判決を真正面から受け止め、早期全面解決の立場に立ち、これまた最高裁判決を待つことなく、直ちに被害補償基金制度創設に同意し、基金拠出に応じるべきである。

私たちは、本裁判の被災者44名中、すでに28名が無念のうちに命を奪われているというあまりにも重い現実に思いをいたし、本判決を踏まえ、一日も早い全面解決を実現すべく、全力で奮闘する決意である。

以上